

博寿会 ゆとりの郷
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は一般財団法人鳩ヶ谷中央病院が開設する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(ゆとりの郷)(以下事業所という。)が行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下事業という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、認知症の状態にある要介護高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常があるもの、急性期状態にあるものを除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるように、家庭的な環境下で、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスの提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 1 名称 博寿会 ゆとりの郷
- 2 所在地 川口市桜町6丁目12番55号
- 3 定員 18名
- 4 居室数 18室

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人 (常勤)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護従業者 常勤換算方法で3人以上
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 3 計画作成担当者 2人
計画作成担当者は、認知症対応共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

第5条 事業者は、要介護者に共同生活を送る居住を準備し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他共同生活介護を適切に提供する。(介護予防・認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となる。ただし、給付額減額措置を受けている場合は、そちらが優先される。生活保護受給者は、介護扶助が10割全額を給付となる。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

1. 住居費 1月 ￥65,000-
2. 食費 1月 ￥35,000-
3. 共益費 1月 ￥20,000-
4. その他日常生活でも必要な費用 実費
5. おむつ代等 実費

3 生活保護を受給者については、その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

1. 住居費 1月 ￥47,700-
2. 食費 1月 ￥35,000-
3. 共益費 1月 ￥20,000-
4. 生活費 1月 ￥15,000-
5. 入居一時金 ￥120,000-

4 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

※加算内容について

- ・ 初期加算 30単位(全員)
入所日から30日以内の期間に必要となります。また医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入所する場合も必要となります。
- ・ 科学的介護推進体制加算(全員) 40単位/月
科学的手法に基づく分析を行うための介護データの収集や分析に基づく根拠データの蓄積を全国単位で行い、集めた情報からサービスやケアの内容等の客観的情報を提示して自立支援や質の向上を目指す加算となります。
- ・ 若年性認知症利用者受入加算(対象の方のみ) 120単位/日
若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護を行った場合に必要となります。
- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅳ
(1月につき 上記算定した単位数の合計 ×125/1000) 単位/月
介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、介護職員の賃金改善に充当するため算

定し、介護職員の処遇改善を図ることを目的としている加算です。

・地域区分適用地域（全員）

地域ごとの人件費の差を調整するための措置で、川口市は地域区分適用地域の5級地となります。そのため上乗せ割合があり、「サービス単位数×10.45円」での計算となります。

（入退居に当たっての留意事項）

第7条 本事業の対象者は、要介護者又は要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害の恐れがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、利用者及び利用者家族と協議の上、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

（重度化した場合の対応）

第8条 利用者の心身状態が重度化したときには、以下の対応を行うものとする。

- (2) 医療機関等との連携体制
主治医、協力医療機関との連携体制をとり、主治医、協力医の指示、指導のもと必要な医療が受診できるようにする。また、入院が必要となった場合は、主治医、協力医を通し、他の医療機関とも連携をはかる。
- (3) 入院期間中の居住費、食費等の取り扱い
入院期間中においても、居室をそのまま利用されている場合、居住費は派生するものとする。

（身体拘束）

第9条 事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。
- 4 身体拘束適正化検討委員会を3カ月に1回実施するものとする。

（秘密保持）

第10条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講ずる。

3 入居に際し、利用者及び利用者家族の個人情報施設内での介護の為もしくは、医療機関、その他協力頂く福祉関係機関等に提供利用することに対し、事前に書面での使用に関し同意をいただく。

（苦情処理）

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第12条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第13条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第14条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。その後、直ちに家族又は身元引受人に連絡をする。

（非常災害対策）

第15条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連帯方法を確認し、災害時には避難などの指揮を取る。

2 管理者は、防火管理者を選任する

3 防火管理者は、定期的に消防用設備等の点検をするものとする。

4 防火管理者は、非常災害に備え、非常災害に関する具体的な計画をたて、それに沿って定期的に地域の協力機関等と連帯を図り、年2回の避難訓練や、その他必要な訓練を行う。

（個人情報の保護）

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者にお

ける個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第 17 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 2 回以上)実施すること。
4. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
(介護記録については、5 年間保存する)
- 3 事業所は基準省令第 8 5 条に基づき利用者が求める充実した生活と事業所の健全な運営を実現 するため、利用者や家族、地域住民、関係機関などからの要望、助言等を聞く機会として、『運営推進会議』を設置する。
- 4 妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、運営主体である一般財団法人 鳩ヶ谷中央病院と管理者が協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。